

## 9 エネルギー関係

### (1) エネルギー分野の基本方針

我が国のエネルギー供給に当たっては、安定供給の確保と並んで、世界経済のグローバル化に伴う大競争時代の到来からくる効率化の要請と、地球環境問題の深刻化からくる地球環境保全への配慮という要請が重要な課題となってきた。

電力・ガス分野においても、こうした動きを踏まえ、公益的課題との両立を前提に、供給体制の効率化に向けた関係事業制度改革が進められているところであるが、その基本となる市場としての機能が十分に発揮できる仕組みを整備する等積極的に規制改革を推進する観点から、制度の見直しに向けた作業を行う。

石油分野については、既定方針にのっとり、緊急時対応能力を確保しつつ、市場原理を活用することによって我が国の石油の安定供給の重要な役割を担う石油産業の一層の効率化を図る観点から、石油産業の需給調整規制を撤廃する。

### (2) エネルギー分野の重点事項

部分自由化された電力市場の市場機能の確保

大口需要家を対象とした部分自由化が実施された電力市場が十分に機能するよう、電力供給システムの問題点を把握し、適切な施策を検討する。

電気事業における競争の更なる導入の検討

制度改革の問題点及び成果を整理した上で、電力の安定供給を効率的に達成し得る公正かつ実効性のあるシステムの構築に向け、電気事業制度を抜本的に見直す。

ガス事業における競争の更なる導入の検討

ガス体エネルギー産業全体を視野に入れた、規制の将来像等を整理した上で、ガスの安定供給を効率的に達成し得る公正かつ実効性のあるシステムの構築に向けて、ガス事業制度を抜本的に見直す。

石油政策の見直し

平時における精製業・設備許可制等の需給調整規制を廃止する。

### (3) 個別事項

#### ア 石油

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
石油政策の見直し (経済産業省)	内外の環境変化を踏まえ、セキュリティ確保を図るとともに、精製業等における競争条件の一層の整備を図る等の観点から、平時における精製業・設備許可制等の需給調整規制を廃止する。 【石油の安定的な供給の確保のための石油備蓄法等の一部を改正する等の法律(平成13年法律第55号)】	改定・エネア	措置済 (1月施行)		
C重油関税の在り方 (経済産業省)	C重油関税は石炭対策の財源であるとともに、連産品である石油製品の安定供給確保という目的もあり、依然として関税率が高いことから、需要家業界にとっては輸入抑制的な関税として機能している。平成17年度までの間においても、C重油の需要家の過大な負担が是正されていくよう、C重油関税の見直しを検討するとともに、平成18年度以降のC重油関税の在り方については、このような事態が是正されるよう、厳正に対処する。	重点・エネ3			17年度までに措置

#### イ 電気事業

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
自由化範囲の拡大 (経済産業省)	小売自由化範囲の拡大については、需要家が供給者に関する選択肢を確保し得る環境整備を進めつつ、高圧(受電電圧6kV以上の需要家:中小ビル・工場等)までの自由化を行うとともに、家庭用などへの全面自由化の実施に向けた条件を明確に設定し、スケジュールを明示して取り組む。	重点・エネ1、全国別表1110、ビジネス1 (1)イ		検討・結論	
卸電力市場の整備 (経済産業省)	供給信頼度の面、効率性の面等に留意しつつ、市場原理が有効に機能するよう、振替供給料金の廃止、必要に応じた周波数変換設備の整備やスポット取引を実現する託送制度の整備などの条件整備を行い、卸電力市場を整備する。	重点・ビジネス1 (1)イ 〔改定・エネイ〕		検討・結論	

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
		]			
現行の接続供給制度に関する条件改善 (経済産業省)	a 現行の接続供給制度について、「適正な電力取引についての指針」や「電力の取引に関する紛争処理ガイドライン」に基づき適時・適切に対応を行うとともに、必要に応じて見直しを行う。	改定・エネイ		検討・結論	
	b 同時同量の確保の方法については、電力系統全体では同時同量が守られる必要がある等の技術的な要素も踏まえつつ、より柔軟な制度への見直しを行う。	重点・ビジネス1 (2) ア			
	c 中立的な系統運用の一環として行われる使用量の差分の調整について、引き続き既存電力会社が担わざるを得ない場合、独占力を行使することがないように適切な制度設計を行う。				
	d 新規参入者の利用に当たっての透明性の向上のため、既存の電力会社の一層厳格な会計分離の徹底を行うとともに、電力会社・新規参入者双方の利用上の公平性の確保のための制度整備を行う。	重点・ビジネス1 (2) イ			
	e 接続供給料金について、現行制度における変更命令発動基準の明確化を行い、コスト削減と料金低減のインセンティブが十分に機能する制度設計を行う。	重点・エネ1			
送電線整備に関するルール (経済産業省)	a 既存電力会社や新規参入者が活発な競争を行い、卸電力市場が有効に機能するために、「連系送電線」の強化を始め、全国的視点からの送電線整備が行われる仕組みを整備する。その際、これまでの地域独占と総括原価主義を前提とした送電線建設の費用負担のルールについては、自由化市場の下での新たな仕組みに改める。	改定・エネイ		検討・結論	
	b 送電線整備に関して送電部門の中立性確保策については、安定供給を確保しつつ、これまで電力会社内で一体として行われてきた電源開発と送電線整備の計画について、厳格な中立性を確保し得るスキームの整備を行う。				

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
	c 連系送電線を中心とした基幹送電線については、全国的視点からの整備の必要性を踏まえつつ、既存電力会社に限定されない主体による送電線の整備ルールや整備計画の作成などが行われる厳格な仕組みを整備する。	重点・ビジネス1 (1) イ 〔改定・エネ イ〕			
送配電設備建設の自由化 (経済産業省)	<p>a 送電線の整備ルールや整備計画の作成を全国的視点から行い、連系送電線を中心とした整備を行う制度とする場合には、その実効性を確保するため、送電線建設について入札を義務化するという海外での方策も踏まえ、送電線整備にも競争原理を導入し、最も効率的な送電線整備が行われるための仕組みを整備する。</p> <p>b 自家発電設備を所有する事業者が近隣へ電力を供給する場合、国民経済的観点にも配慮しながら、原則として自由な送電線建設を認める。その際、送電線建設を認めることで自由化部門では不必要となる特定供給に対する許可規制の在り方や、新規参入事業者が建設したネットワークのオープンアクセスについても併せて検討する。</p>	重点・ビジネス1 (1) イ 〔改定・エネ イ〕		検討・結論	
系統運用のルール整備・中立化 (経済産業省)	<p>a 送配電網を利用した電力分野における競争上の公平性についての懸念を排除するために、電力系統の運用のルールについて、既存電力会社とは異なる主体がこれを作成し、これに従った公平・中立な電力系統の運用を行うといった海外における方策も踏まえた制度整備を行う。なお、既存電力会社がこの機能を担うこととした場合には、セキュリティや信頼度維持の観点も踏まえつつ、中立的な主体によるルール設定が行われる制度を整備する。</p> <p>b 新規参入者が託送を円滑に利用できるように、ネットワークのセキュリティの維持にも配慮しつつ、新規参入者に対する電力系統に関する技術情報などの公開や、送電線の空き容量が適時確認できるシステムを導入する。</p>	重点・ビジネス1 (2) イ 〔改定・エネ イ〕		検討・結論	

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
送電部門と他部門の情報遮断の確実な担保 (経済産業省)	託送制度、送電線整備、電力系統の運用ルールを中立化し、発電と電力販売における競争を一層促進するため、既存電力会社の送電部門と他部門の情報遮断の確実な担保について厳格な中立性・公平性・透明性の担保方策を講ずる。	重点・ビジネス1 (2) イ 〔改定・エネイ〕		検討・結論	
非競争分野と競争分野の会計分離 (経済産業省)	非競争分野から競争分野への内部補助防止のため会計を明確に区分経理するとともに、内部補助防止のための有効な措置を検討する。	重点・ビジネス1 (1) ア		検討・結論	
規制機関の独立性 (経済産業省)	市場監視のためのより高度な専門性を備えた行政組織や、より公平性・中立性・透明性が確保された機動的な紛争処理を行う組織を整備する。	重点・エネ1、ビジネス1 (3) ウ 〔改定・エネイ〕		検討・結論	
託送制度の運用 (経済産業省、公正取引委員会)	経済産業省と公正取引委員会とが必要に応じて連携し、有効な競争が達成されるための個別の施策について検討し、所要の措置を講ずる。	改定・エネイ	検討	措置済	
電力市場の更なる活性化 (経済産業省、公正取引委員会)	中央電力協議会が行う経済融通について新規参加者の参加が認められ得るルールの運用について、経済産業省は公正取引委員会と必要に応じて連携し注視する。	改定・エネイ	措置済		
原子力技術基準の機能性化と民間規格の活用 (経済産業省)	原子力発電施設に係る技術基準の機能性化及び民間規格の活用について、安全性の確保を前提に検討を進める。	改定・エネイ	検討	結論	
マイクロガスタービンの空気軸受	マイクロガスタービンの空気軸受の発電用火力設備技術基準への適合性について、同基準の解釈を明確化する。	改定・エネイ	措置済 (7月改正)		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
の発電用火 力設備技術 基準への適 合の明確化 (経済産業省)	【発電用火設備の技術基準の解釈改正】				
維持流量を活 用した水力発 電所等の総合 資源エネルギ ー調査会審査 対象からの除 外 (経済産業省)	総合資源エネルギー調査会(電源開発分科会)の審議対象電源について見直しを行い、出力が極めて小規模である維持流量を活用した水力発電所等を同分科会の審議対象から除外することの可否について検討し、所要の措置を講ずる。	改定・エ ネ イ	検討	措置済	
電気工作物 の占用許可 申請書類の 簡素化 (国土交通省)	直轄国道における電気工作物の道路占用許可申請に係る添付書類については、一層の簡素化を検討する。 【「光ファイバーケーブルの敷設等に係る道路占用許可手続の簡素化について」(平成14年3月29日国土交通省道路局路政課道路利用調整室長通知第27号)】	改定・エ ネ イ	措置済 (平成 14年3 月通知)		
家庭用燃料 電池を一般 用電気工作 物へ位置付 けることに よる保安規 程の届出等 の不要化 (経済産業省)	家庭用燃料電池については、電気事業法(昭和39年法律第170号)上、自家用電気工作物扱いとなるため、保安規程の届出及び電気主任技術者の選任が義務付けられているが、家庭用燃料電池の普及を図る観点から、安全確保に必要な技術基準等の整備を行った上で、一般用電気工作物に位置付けることにより、保安規程の届出及び電気主任技術者の選任を不要とする。	重点・円 滑化 1 (3)			遅くとも平成16年度中に措置
家庭用燃料 電池の運転 停止時にお ける不活性 ガスによる 可燃性ガス の置換義務	電気事業法の下では、家庭用燃料電池の運転を停止する際、燃料電池内部の配管等に可燃性ガスの滞留を防止するため、不活性ガス(窒素等)による可燃性ガスの置換(パージ)が義務付けられている。しかしながら、家庭用燃料電池の普及を図る観点から、安全確保に必要な技術基準等の整備を行った上で、これを不要とする。	重点・円 滑化 1 (3)			措置

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
の不要化 (経済産業省)					
エネルギー管理者の選任数及び兼任の弾力化 (経済産業省)	エネルギー管理者1人が管理するに適切な設備・人員等の範囲を見直す。	重点・円滑化別表(3)21			検討・結論
電気主任技術者の認定に係る実務経験年数基準の明確化 (経済産業省)	電気主任技術者の認定による免状交付に係る実務経験年数基準を明確化する。	重点・円滑化別表(2)5		検討・結論	
水力発電所に係る非常用予備発電装置の工事計画届出範囲の見直し (経済産業省)	水力発電所に係る非常用予備発電装置のうち、ダム洪水吐ゲート等の扉体の開閉に係るもの以外の非常用予備発電装置について、工事計画の届出対象から外すこととする。	重点・円滑化別表(1)47			検討・結論
21 液化ガス設備を電気事業法の適用に切り替える際の手続の簡略化 (経済産業省)	高圧ガス保安法が適用されている液化ガス設備を、電気事業法の適用に切り替える際の手続について、一層の合理化を図る。	重点・円滑化別表(1)48			検討・結論
22 ダム堆砂状況調査の調査頻度の弾力化 (国土交通省)	ダム堆砂測量の頻度の最大周期を決めた上で、その範囲内において堆砂量、堆砂進行状況、洪水発生等に応じて適宜変更できるようにする。	重点・円滑化別表(1)51			検討・結論
23 既存電力供給事業者への新エネルギー	電気事業者に一定量以上の新エネルギーを利用して得られる電気の利用を義務づける。	重点・全国別表1111		措置済	

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
ギー由来電力購入の義務化、購入割合拡大 (経済産業省)					
24 マイクロガスタービン(MGT)等の系統接続に係る系統連系保護装置の設置要件の緩和 (経済産業省)	系統連系に係る保護装置に関する「系統連系技術要件ガイドライン」について、事業者や有識者による技術的検討を踏まえ、見直しを図る。	要望等		措置	

## ウ ガス事業

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
ガスの小売自由化範囲の拡大 (経済産業省)	<p>a 小売自由化範囲については、その拡大スケジュールを明確にして、早期にこれを実施するとともに、家庭用を含む小規模需要の自由化の実現性についても検討する。</p> <p>b 自由化範囲における大口供給の許可制についてはこれを撤廃することも含め、その在り方を検討する。</p>	重点・エネ2、ビジネス1 (1) ウ〔改定・エネウ〕		検討・結論	
ガス供給インフラの整備推進 (経済産業省)	<p>a 新規パイプライン設置者については、供給区域の例外とし、新たなパイプラインが通過するいかなる地点(他の都市ガス会社の供給区域内であっても)においても分岐管を通じて原則として自由に自由化部門へのガス供給を行うことを認める。</p> <p>b 新規パイプライン設置者について、一定期間、例えば、使用料を高く設定することを容認するなどの、投資インセンティブを高めるための措置を講ずる。</p>	改定・エネウ		検討・結論	



事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度
既存のガス供給インフラの第三者への開放 (経済産業省)	a 既存のパイプラインについて、大手都市ガス4事業者以外の都市ガス会社のパイプラインなど公共性の高いものについては、第三者利用を一層拡大する。	重点・エネ2、ビジネス1 (2) ウ 〔改定・エネ ウ b〕		検討・結論	
	b LNG基地についてもガス市場への新規参入を促進する観点から第三者利用を拡大するための措置について、最も実効性のある適切な方法を検討する。	改定・エネ ウ b			
	c 大手都市ガス4事業者の託送料金については公正競争の観点からその算定の透明性を高めるための一層厳格な会計分離の徹底を行うとともに、自由化の範囲の拡大に伴う一層の透明性・公平性の確保の観点から、厳格な情報遮断の仕組みを整備する。	重点・ビジネス1 (2) ウ 〔改定・エネ ウ c〕			
ガス託送制度の改善 (経済産業省)	a 接続供給料金の算定方法に将来の経営効率化効果を織り込む等接続供給料金算定基準の改定を早急に行うとともに、その基準の適用を受けるガス事業者が新算定基準に基づいた接続供給約款を早期に届け出るよう指導する。 【「接続供給約款料金算定要領」制定】	改定・エネ ウ	措置済 (13年1月制定)		
	b 卸託送制度を整備する等、託送制度の改善を図る。	重点・エネ2、ビジネス1 (1) ウ		検討・結論	
市場監視機関 (経済産業省)	ガス市場において市場の公正性を監視するための機関の設計を検討する。	重点・エネ2、ビジネス1 (3) ウ		検討・結論	
ガス産業全体の構造改革 (経済産業省)	a ガス市場参加者が、互いに公平な条件の下で競争が可能となるよう、一般ガス事業、簡易ガス事業、LPガス事業の事業区分の見直しを行う。	改定・エネ ウ		検討・結論	
	b 簡易ガス事業者によるLNG利用について				

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
	はこれを認める方向で検討を図る。				
LP ガスの取引適正化・料金透明化 (経済産業省)	「LP ガス料金問題検討会報告」や「LP ガス販売に関する指針」等をLP ガス事業者が遵守するよう適切に指導する。 【液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則改正(平成 13 年経済産業省令第 182 号)】	改定・エネウ	措置済 (8 月施行)		
一般ガス事業におけるガス熱量等の測定及び検査場所の緩和 (経済産業省)	一般ガス事業者以外から卸供給を受ける場合及び卸供給以外でガス供給を受ける場合に、一般ガス事業者からのガス供給の場合と同様、供給元の事業場を測定及び検査の指定場所として認める。	重点・円滑化別表 (1)44			検討・結論
一般ガス事業者におけるガス熱量等測定時刻の緩和 (経済産業省)	一般ガス事業者が行う供給ガスの熱量及び可燃性の測定について、1 日 2 回の指定時刻での測定から、1 日 1 回の任意時刻の測定で足りることとする。	重点・円滑化別表 (1)45			検討・結論
ガス発生設備の停止に係る報告義務の軽減 (経済産業省)	ガス発生設備の停止が 10 時間以上続いた事故に係る報告義務について、その対象を製造所の全てのガス発生設備が運転停止した事故に限ることとする。	重点・円滑化別表 (1)46			検討・結論

## エ その他

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
インフラ整備の促進 (関係府省)	<p>a 電気事業における送電ネットワークやガス事業における導管ネットワークの整備に際して必要となる工事や土地利用等に係る規制について、インフラ整備を抑制している規制があれば、これを緩和する等の措置を講ずる。</p> <p>b 熱供給事業法の対象外の小規模(21 ギガジュール/h r 未満)の熱供給導管についてもエネ</p>	重点・ビジネス 1 (1)		実際上の必要性が生じた場合に検討	

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
	ルギー政策等の観点から公共財的性格が法令上位置付けられれば、義務占用に準じた道路占用を認めることを検討する。				